

第5期第1回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和3年11月11日（木）10:00～11:30

場所：横浜市青少年育成センター 育成室

議事次第

- 1 開 会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 議 事
第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
（1）事務局説明
（2）委員から意見聴取
- 4 その他
・次期中期4か年計画の指標の方向性について（報告）
- 5 閉 会

〔配付資料〕

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て支援事業計画点検・評価案（基本施策②） |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て支援事業計画点検・評価案（基本施策③） |
| 資料5 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料6 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
-
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 参考資料1 | 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について |
| 参考資料2 | 横浜市中期4か年計画2018-2021（政策29）中間振り返り |

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会

資料 1

◎: 青少年部会部会長 ○: 青少年部会職務代理者
【敬称略 50音順】

任期: 令和2年11月1日～令和4年10月31日

	所属・役職 等	氏名
1	K2インターナショナルグループ 特定非営利活動法人ヒューマンフェロウシップ 代表理事	いわもと まみ 岩本 真実
2	特定非営利活動法人ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション 施設長	くまべ りょうこ 熊部 良子
3	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)	こいち さとし 小市 聡
4	静岡県立大学 国際関係学部 教授	◎ つとみ ひろし 津富 宏
5	横浜市PTA連絡協議会 書記	なかまる みちえ 中丸 道江
6	駒澤大学 総合教育研究部 教授	○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
7	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	はやしだ いくみ 林田 育美
8	横浜市立中学校長会(市場中学校 校長)	ひらもり よしのり 平森 義教
9	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一
10	神奈川県弁護士会	やお きとし 矢尾 寛史
11	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	やなだ りえこ 梁田 理恵子

横浜市子ども・若者支援協議会 事務局名簿

所 属 ・ 役 職	氏 名
青少年部長	えんどう ひろこ 遠 藤 寛 子
青少年育成課長	かじわら あつし 梶 原 敦
青少年相談センター所長	おぐり ゆみ 小 栗 由 美
青少年育成課担当係長	とみた みちこ 富 田 倫 子
青少年育成課担当係長	やまだ ようこ 山 田 陽 子
青少年相談センター副所長	はしもと えみこ 橋 本 恵 美 子
青少年相談センター相談支援担当係長	こじま けんいち 児 島 献 一
企画調整課長	たぐち かなえ 田 口 香 苗
企画調整課担当係長	いくの もと やす 生 野 元 康

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 青少年の健全育成の推進のため、青葉区に青少年の地域活動拠点を新規に設置しました。また、地域活動拠点のスタッフが地域に出向き、地域人材や施設との連携体制を強化する取組を新たに都筑区で実施しました。
- 青少年の健全育成のため、感染症予防対策を講じた上で、青少年関係施設の運営や事業を実施するとともに、インターネットを活用したプログラムを立ち上げるなど、コロナ禍においても青少年の交流や体験活動の機会を提供しました。

■取組による成果

- インターネットを活用したプログラムを立ち上げるなど多様な体験活動の機会を提供することで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりを進めることができました。
- 青少年の地域活動拠点づくり事業の実施や、青少年関係施設の運営等により、青少年に対して居場所や多様な体験活動の機会を提供したことで、それぞれの成長過程に応じた社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養いました。
- 都筑区内地区センターにおいて、青少年に関するスタッフ向け研修や情報共有の場を拠点・区・局と定期的にもつこと等により、スタッフの意識向上が図られ、より丁寧に青少年を見守ることのできる環境整備を進めることができました

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
2	2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	-	236,684人/年	D	青少年育成課

【進捗状況の凡例】

A: 計画以上に進んでいる。 B: 計画どおりに進んでいる。
C: 計画より若干遅れている。 D: 計画より大幅に遅れている。

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	#REF!	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		
2	2		青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	B	青葉区に新規設置され、7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。また、拠点の役割や地域連携の必要性等について、拠点運営団体や拠点設置区担当部署とワーキンググループ形式で議論し、事業運営指針を策定した。 都筑区の拠点においては、地域人材・支援団体との連携体制構築・強化の取組を実施した。区内地区センターにおいて青少年への声かけ件数集計実施と青少年に関するスタッフ向け研修や情報共有の場を拠点・区・局と定期的にもつことにより、スタッフの青少年への意識向上が図られ、より広域で青少年を見守ることのできる環境整備を進めた。	122,687千円	115,818千円	A	事業者は「新型コロナウイルス感染防止対策に悩まされながらも、予防対策を取り入れた上で、青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。機会は減ってしまったが、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。 利用する青少年からは「家が落ち着かず、好きなことができないから拠点を利用するようになり、人と話すのが好きになった」、「利用するようになって高校進学のビジョンが具体的に見えた」、「活動を通して自信がついた」、「よく話すようになった」、「友達が増えた」、「異年齢(大人・先輩)の人と少しだけ話せるようになった」などの声があった。	推進	青少年育成課	
3	2		子ども・青少年の体験の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081回/年	4,250回/年	-	1,745回/年	D	野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館において、自然・科学体験等プログラムを実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、施設を休館にしたため、目標の実施回数を下回っている。今後は各施設において、新しい生活様式を踏まえたプログラムを幅広く検討・実施していく。	363,677千円	504,980千円	A	事業者は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け目標を下回ってしまったが、インターネットを活用したプログラムを立ち上げるなど新たな取組を行うことができた」と評価している。 また、利用者からは、「充実した内容だった」、「またチャレンジしたい」、「コロナ禍でも受け入れてもらえて感謝している」など、高い満足度が得られており、青少年の体験活動機会を充実させることができている。	推進	青少年育成課	
5	2		青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	39,260人(5か年)	-	4,593人/年	D	(公財)よこはまユースや青少年育成センター等が実施する、市民や青少年指導者向けの研修・講座の実施により、青少年育成に係る普及啓発及び人材育成を推進した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、横浜市青少年指導員研修会をはじめとする多くの研修等を中止したり、集合型の研修の参加者数を減らして開催したため、目標の参加者数を下回っている。	282,168千円	275,059千円	A	事業者は「新型コロナウイルスの影響により、参加者数は減少したが、会場とインターネットを併用した研修の実施を行うなど、新しい生活様式にあった開催方法を開発することにより、子育て中の人など、例年では参加出来なかった人にも普及啓発や人材育成を実施することが出来るようになった。」と評価している。 また、参加者からは、「子ども達の現状がわかった」、「今後子ども達と関わる際に活かしていきたい」、「研修に参加して関心が深まった」などの声があった。 アンケートの結果、研修等の内容について満足と回答した参加者は全体の約89.6%だった。	推進	青少年育成課	
6	2		青少年育成に係る広報・啓発の実施	-	(実施)	(推進)	-	青少年を対象にヒアリング調査を実施	B	(公財)よこはまユースにより、新たな青少年課題を調査するとともに、地域や民間の育成者を対象に情報共有や研修を行いました。 令和2年度は令和3年度以降に予定している2022年の成人年齢の引き下げに向けた準備や成人教育の必要性・支援のあり方を探る「青少年の『成人』意識に関する調査」の予備調査を実施。 調査結果は、令和3年度実施予定のアンケート調査の評価項目の検討及び項目数の調整に活用するとともに、中間報告として機関紙にまとめ、学校・青少年団体・行政・民生児童委員等に配布したほか、ホームページで発信しました。	-	-	A	事業者からは「年金や保険、契約を通して「成人」を意識したという青少年が多く、社会保障制度や契約の仕組み等に関する具体的な知識の不足に不安や課題を感じている青少年がいることがわかった。また、青年としての権利と責任を得る年齢にあわせた教育機会やボランティア活動など多様な人との関わりから社会を学ぶ機会の充実など18歳成人を迎え入れる社会としてのサポートが必要、という意見が多くあった」と報告を受けた。	推進	青少年育成課	

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

■これまでの主な取組

○若者自立支援機関等（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾）における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組みました。また、地域ユースプラザが各区に出向き、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、新型コロナウイルス感染症による事業の休止や縮小を余儀なくされる中でも、困難を抱える若者や家族への支援に取り組みました。

○養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、16区17か所（うち令和2年度拡充か所数：3か所）で実施しました。また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の受入枠を拡大するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを強化しました。

■取組による成果

○若者自立支援機関等での継続的な支援により、利用者のうち1,080人の方に本人の状態に応じた自立への、改善がみられました。

○寄り添い型生活支援事業では、安心して過ごすことのできる環境の中で支援を行うことにより、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付けることができました。また、将来の夢や進学に向けた学習意欲の向上等につながるなどの成果が見られました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

○困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。

○青少年相談センターについて、利用者の増加に対応するため西部児童相談所の再整備に合わせて移転し、施設の拡張により相談環境の充実を図ります。

○寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が生活習慣の習得ができるよう、実施箇所数を増やすなど事業を拡充します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2年度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	3	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	-	1,080人/年	C	青少年育成課
2	3	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,830人(累計)	-	489(累計)	C	青少年育成課

【進捗状況の凡例】

A: 計画以上に進んでいる。 B: 計画どおりに進んでいる。
C: 計画より若干遅れている。 D: 計画より大幅に遅れている。

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							今後の展開	所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価				
1	3		青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	—	887人/年	A	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、少人数での集団活動を実施したり、野菜販売やレストランでの接客等、社会参加体験の機会を作り、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。	54,339千円	46,116千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人88%、家族98%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。	推進	青少年育成課		
2	3		地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	—	722人/年	D	思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。感染症拡大防止のため、4～5月に電話相談・メール相談以外の事業を休止したこともあり、地域ユースプラザ利用者は減少したが、6月以降はコロナ禍で利用者が来所を控える中で、ZOOMでの居場所事業やYouTubeでのプログラム配信等オンラインを活用した支援を積極的に行った。広報やチラシ、インターネット等で周知に努めるほか、メール相談やオンラインの活用等により、若者が支援につながりやすい支援方法の検討・実施を進めていく。	135,421千円	134,195千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人91.7%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。	推進	青少年育成課		
3	3		若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	—	1,294人/年	D	困難を抱える15歳から39歳の若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下で外出自体が減り、新規登録や継続相談が減少したと考えられる。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、電話やオンラインを活用した相談やプログラムの実施を推進した。	46,670千円	45,805千円	A	利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができている。利用者からは、スタッフがしっかり話を聞いてくれ、安心して相談ができた、自分ではできなんだと自信が持てた、職場体験で不安が払拭され、前向きに考えられるようになったなどの声が聞かれている。事業者からは、引き続き、若者やその保護者、各支援機関等への広報を強化すべきという声もある。	推進	青少年育成課		

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	3	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	-	421人/年	C	若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。 また、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のため支援を行った。 生活困窮者自立相談支援事業は、区福祉保健センターだけでなく、サポステでも実施していることの周知を行い、困難を抱える若者の利用につなげていきたい。	71,971千円	70,782千円	A	利用者は、相談支援の利用によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。 事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。	推進	青少年育成課
5	3	よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	-	81人/年	A	長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施した(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンプ」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け就労準備支援事業等)。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、短期合宿型訓練の1メニューとして、市内で行う通所型訓練を実施した。	37,166千円	32,775千円	A	参加者からは、「事業に参加したことで、チャレンジすることの大切さが分かった。今後はそれを忘れずにより精進していきたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。 事業者は、「利用者が当事業を通して、生活スキルや社会スキルを身に付けることができている」と評価している。	推進	青少年育成課
6	3	寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	-	17か所	A	生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、16区17か所で寄り添い型生活支援事業を実施した(令和2年度拡充か所数:3か所)。 手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。 また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を開けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	195,557千円	186,372千円	A	寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分はもっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれた。	推進	青少年育成課
7	3	寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	254,561千円	188,570千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家で勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
8	3	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	B	青葉区に新規設置され、7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。また、拠点の役割や地域連携の必要性等において、拠点運営団体や拠点設置区担当部署とワーキンググループ形式で議論し、事業運営指針を策定した。 都筑区の拠点においては、地域人材・支援団体との連携体制構築・強化の取組を実施した。区内地区センターにおいて青少年への声かけ件数集計実施と青少年に関するスタッフ向け研修や情報共有の場を拠点・区・局と定期的にもつことにより、スタッフの青少年への意識向上が図られ、より広域で青少年を見守ることのできる環境整備を進めた。	122,687千円	115,818千円	A	事業者は「新型コロナ感染防止対策に悩まされながらも、予防対策を取り入れた上で、青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。機会は減ってしまったが、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。 利用する青少年からは「家が落ち着けず、好きなことができないから拠点を利用するようになり、人と話すのが好きになった」、「利用するようになって高校進学のビジョンが具体的に見えた」、「活動を通して自信がついた」、「よく話すようになった」、「友達が増えた」、「異年齢(大人・先輩)の人と少しだけ話せるようになった」などの声があった。	推進	青少年育成課
9	3	身近な地域に向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	-	479回/年	C	区役所等の身近な地域に向いた相談を実施した。感染症拡大防止のため、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談は4~6月第2週まで中止したが、学校SSWや教育事務所等との連携促進を図るほか、関係機関のケース会議等に出席し助言を行う等、支援機関のバックアップ等に努めた。	-	-	A	区役所における専門相談の利用者からは、「最初から専門機関に相談するのは敷居が高いと感じていたが、区役所での相談だったので利用した」との声があった。 地域ユースプラザ相談員等からは、「地域ユースプラザの相談員と区専門職の情報共有が進み、区福祉保健センターをはじめとした支援機関と連携が一層行えるようになった」と評価している。	推進	青少年育成課
10	3	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	-	234回/年	A	青少年相談センターでは、若者自立支援に携わる職員や関係機関向けの支援技術の向上を図るため若者相談支援スキルアップ研修を実施したほか、区役所等が主催する困難を抱える若者支援をテーマとした研修会等において、青少年相談センター職員の講師派遣を行った。 地域ユースプラザでは、オンラインを併用した地域支援連絡会を実施する等、地域の関係機関や区役所との連携及びネットワーク作りを進めた。	-	-	A	スキルアップ研修参加者からは、「今日得たことを職場、対象者に伝えて、支援に活かしていきたい。」との声があった。 また、地域支援連絡会参加者からは、「普段聞けない支援機関の講義を聞くことができ参考になった」、「各支援機関の情報共有ができた」との声があった。	推進	青少年育成課

○横浜市子ども・子育て会議条例

平成25年3月27日

条例第18号

改正 平成26年9月25日条例第59号

平成27年2月25日条例第12号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(平26条例59・平27条例12・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(平26条例59・全改、平27条例12・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者そ

の他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平26条例59・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条

第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平27条例12・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

(平27条例12・追加)

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属さ

せられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号 (局長決裁)
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

(裏面あり)

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

令和2年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

（1）進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を4段階で評価します。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による事業の縮小・中止などの状況は考慮せず、評価しています。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

（2）今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び4の一部、基本施策5～9
保育・教育部会	基本施策1及び4の一部
放課後部会	基本施策2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び3

38の政策

政策29 子ども・若者を社会全体で育むまち	
政策の目標・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての子ども・青少年の健全育成に向けて、体験活動の機会や居場所の提供を充実させます。 ●ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じた段階的支援を行います。 ●子どもたちの健やかな成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、子どもの貧困対策を推進します。 ●将来の自立に向けた基盤づくりや地域における居場所づくりを推進するとともに、児童養護施設等退所後児童やひとり親家庭など、特に困難を抱えやすい状況にある子どもたちへの支援を強化し、自立に向けて支えます。

評価	評価の理由
C	<p>若者自立支援機関等における本人の状況に応じた段階的支援の充実など、ひきこもり等の困難を抱える若者への支援の推進や、寄り添い型生活支援事業の実施か所の拡充に取り組みましたが、「若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数」や「寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数」など、目標値と比べ実績が下回っています。</p> <p>寄り添い型学習支援事業については、受入枠の拡大を着実に進めることができました。また、こども食堂等の地域の取組の立ち上げ等に対する助成の拡充（全区展開）、ひとり親家庭への支援など、子どもの貧困対策の推進に取り組みましたが、事業の進捗が想定を下回っているため、C評価としました。</p>

指標

	指標	策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値	所管	達成度
1	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,166人/年	1,038人	1,198人			1,780人/年	こども青少年局	△
2	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率	94.8% (29年度中学卒業生)	97.5% (30年度中学卒業生)	97% (令和元年度中学卒業生)			99% (令和3年度中学卒業生)	健康福祉局	○
3	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	130人/年	160人	161人			950人 (4か年)	こども青少年局	△
4	支援により就労に至ったひとり親の数	471人/年	460人	337人			1,900人 (4か年)	こども青少年局 健康福祉局	△
			321人(2か年)						
			797人(2か年)						

主な施策（事業）

1	子ども・青少年の健全育成に向けた支援	所管	こども青少年局、区	関連する事業 評価書番号	6-1-2-1,2 6-2-4-3			
<p>全ての子ども・青少年が、自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて、自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、青少年関連施設、野外活動センター、プレイパーク等における体験活動の拡充を図ります。</p> <p>また、青少年の地域活動拠点等における居場所の拡充及び社会参加プログラムの提供、学校・区役所・地域等との連携づくりの充実により、社会参画に向かう力を育みます。</p>								
		策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	想定事業量	進捗状況
①	施設・事業利用者及び体験活動等参加者数	581,846人/年	598,688人	517,578人			585,440人/年	△
②	青少年の地域活動拠点の利用者数	41,469人/年	39,830人	34,510人			84,700人/年	△
決算額							計画上の見込額	
30年度	188百万円	令和元年度	189百万円	令和2年度	百万円	令和3年度	百万円	11億円

2	困難を抱える若者への支援	所管	こども青少年局、区	関連する事業 評価書番号	6-1-2-3~7			
<p>青少年相談センターや地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、無業やひきこもりなど困難を抱える若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験、就労訓練の実施等、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みます。また、困難を抱える若者を早期に自立支援機関等の支援につなげるために、身近な地域に出向いた相談等を推進します。</p>								
		策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	想定事業量	進捗状況
①	若者自立支援機関等の利用者数	4,115人/年	3,919人	3,809人			4,500人/年	△
②	身近な地域に出向いた相談等の実施	402回/年	485回	503回			600回/年	○
決算額							計画上の見込額	
30年度	344百万円	令和元年度	350百万円	令和2年度	百万円	令和3年度	百万円	14億円

3	子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのための生活・学習支援	所管	子ども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局、区	関連する事業 評価書番号	6-1-2-8、 7-4-1-4			
<p>家庭の経済状況等にかかわらず、子どもたちの育ちや成長を守るとともに、貧困の連鎖を防止するため、子どもに直接届く、寄り添い型生活・学習支援や、ひとり親家庭児童の生活・学習支援を充実させます。また、家庭での学習が困難な中学生に対する放課後の学習支援の場を拡充します。</p>								
		策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	想定事業量	進捗状況
①	寄り添い型生活支援事業	9か所 (累計)	12か所 (累計)	14か所 (累計)			22か所 (累計)	△
②	寄り添い型学習支援事業	810人分 (累計)	950人分 (累計)	1,050人分 (累計)			受入枠1,200 人分(累計)	◎
決算額							計画上の見込額	
30年度	288百万円	令和元年度	328百万円	令和2年度	百万円	令和3年度	百万円	16億円

4	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	所管	子ども青少年局、区	関連する事業 評価書番号	6-1-1-1			
<p>いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。</p>								
		策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	想定事業量	進捗状況
	子どもの居場所づくりへの支援により立ち上がった地域の取組数	8件/年 (モデル2区)	4件 (モデル2区)	18件 (全区)			60件 (4か年)*	△
			22件(2か年)					
決算額							計画上の見込額	
30年度	8百万円	令和元年度	6百万円	令和2年度	百万円	令和3年度	百万円	1億円

※ p.57の政策14の主な施策(事業)4の想定事業量②と同じ

5	児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア	所管	子ども青少年局	関連する事業 評価書番号	6-3-2-1			
<p>児童養護施設等を退所した児童が、安心・安定して自立した生活を継続して送ることができるよう、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供や相談、支援等を行います。</p>								
		策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	想定事業量	進捗状況
①	支援拠点の数	1か所 (累計)	1か所 (累計)	1か所 (累計)			2か所 (累計)	△
②	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	—	8件	15件			50件/年	△
決算額							計画上の見込額	
30年度	32百万円	令和元年度	34百万円	令和2年度	百万円	令和3年度	百万円	2億円

6	生活基盤を整える環境づくりのためのひとり親家庭の自立支援	所管	子ども青少年局、健康福祉局、区	関連する事業 評価書番号	6-3-2-2			
<p>ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、児童の健全な生活を確保するため、個々の家庭の状況に応じた子育て・生活支援や就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。</p>								
		策定時	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	想定事業量	進捗状況
	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	5,863 人/年	4,971人	4,561人			6,000 人/年	△
決算額							計画上の見込額	
30年度	471百万円	令和元年度	501百万円	令和2年度	百万円	令和3年度	百万円	21億円

実績を踏まえた今後の取組の方向性

■これまでの実績

困難を抱える若者への支援として、**若者自立支援機関等における本人の状況に応じた段階的支援を推進**しました。ひきこもりが社会的な課題として注目される中、ご家族に向けた講演会や、**身近な支援機関等に出向いた相談を年間503回実施**するなど、必要な支援につなげるための取組を推進しました。

子どもの貧困対策では、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進め、**寄り添い型生活支援事業を14か所で実施**したほか、**高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の受入枠を拡大**するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを強化しました。地域における子どもの居場所づくりの推進のため、**令和元年度から子ども食堂等の地域の取組の立ち上げ、拡充に対する助成の全区展開や、子どもの居場所づくりアドバイザーの派遣**を行いました。また、**新たに父子家庭の交流事業を実施**するなど、さまざまな家庭の生活の安定を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みました。

■今後の取組の方向性

青少年の健全育成の推進のため、**青葉区に青少年の地域活動拠点を新たに設置**します。また、**都筑区において青少年の地域活動拠点のスタッフが地域に出向き、地域人材や既存施設との連携強化**に取り組むなど、地域で青少年を見守る環境づくりを推進するとともに、青少年の抱える課題を早期に把握し、支援につなげます。

子どもの貧困対策に関する施策を引き続き推進するため、「**第2期横浜子ども貧困対策に関する計画**」を策定します。**寄り添い型生活支援事業を新たに3か所で実施**するほか、令和元年度にモデル実施した**高校生世代の将来の自立に向けた講座や居場所等の支援を全区で実施**します。また、**中学校へ進学したひとり親の家庭の子への学習支援と親への相談支援を新たに実施**するなど、子どもたちの将来の自立に向けた基盤づくりのための支援を強化します。